

事務連絡
令和6年10月16日

県内関係団体 代表者様

兵庫県福祉部高齢政策課長

厚生労働省備蓄の個人防護具の配布について

平素より、介護保険制度の円滑な運営にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省から、新型コロナウィルス感染症等感染拡大防止のため、同省が備蓄しているN95マスク等の個人防護具の一部を配布する旨、連絡がありました。

個人防護具は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第36条の3に基づく医療措置協定締結医療機関へ優先的に配布されますが、高齢者施設等も配布対象となっています。

つきましては、別添のとおり県内介護サービス施設・事業所へ案内しておりますので、お知らせします。

【問い合わせ先】 兵庫県福祉部高齢政策課 介護基盤整備班 法田
電話 078-341-7711（内線3107） メール koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

県内介護サービス施設・事業所
ご担当者様

兵庫県福祉部高齢政策課長

厚生労働省備蓄の個人防護具配布について

この度、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止のため、同省が備蓄しているN95マスク等の個人防護具の一部を配布する旨、連絡がありました。

個人防護具は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第36条の3に基づく医療措置協定締結医療機関へ優先的に配布されますが、高齢者施設等も配布対象となっています(応募多数の場合は、抽選になります)。

つきましては、配布を希望される施設・事業所は、下記を十分ご理解の上、申請されますようお願いします。

記

1 申請方法 兵庫県簡易申請システムにより申請してください

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1728550403161>

2 申請期間 令和6年10月17日(木)～10月25日(金) 17時(厳守)

3 注意事項

(1) 配布する個人防護具(配布枚数は100枚単位 ※手袋は300枚以上)

①N95(DS2マスク含む) ②アイレーショングーグン ③プラスチックゴーグン ④サージカルゴーグン ⑤非滅菌手袋

【重要】●配布する個人防護具は、必ず当該施設が自ら使用すること。

●転売は禁止する。転売が発覚した場合、今後原則として緊急配布を含めて配布しない。

(2) 配布先選定方法(厚生労働省が選定)

①感染症法医療措置協定締結医療機関を優先

②その他については、在庫限りで配布(希望多数の場合は抽選)

(3) 配布方法

厚生労働省から各施設・事業所へ直接郵送(令和6年12月～令和7年3月)

※抽選結果の公表は、物品の発送をもって代える。

(4) その他

①物品の**銘柄・材質・サイズについては、指定できません。**

②国の備蓄品放出のため、外装箱の破損や凹みが生じている場合があります。

③配布物品は、**令和7年度中の使用期限**となっていますので、長期保管用等を目的とせず、現在必要となる数量で申請ください。

④ガウン類は、同数量のマスク等に比べ保管スペースが多く必要となりますので、医療用物資の保管スペース等も十分検討のうえ申請ください。

⑤申し込み後の数量変更やキャンセルはできません。

本事業は厚生労働省が行っています。質問等は別紙Q&Aをご覧ください。

兵庫県高齢政策課

介護基盤整備班

koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

厚生労働省備蓄 個人防護具の配布について（Q&A）

| 質問内容 | 回答 |
|--|---|
| 個人防護具は、必ずほしい。抽選に外れた施設には、県の備蓄品を配布してほしい。 | 兵庫県備蓄品は令和5年度の配布で、在庫に余裕がなく、実施予定はない。 |
| 受け取った物品をグループ内施設で共有しても良いか。 | 申請施設のみで使用可能である。 |
| もらった物品が余った場合、県で引き取ってくれるのか。 | 申請施設において、法令に従い処理していただきたい。 |
| 物品の到着日時の指定はできないのか。 | 厚労省で一括配送するため、指定はできない。 |
| 物品受け取りに費用はかかるのか。 | 郵送費を含め、厚労省が負担する。 |
| 来年度も配布はあるのか。 | 厚労省の判断による。 |
| 抽選はいつ行われるのか。 | 厚労省からは12月から発送をはじめると聞いているので、それまでに抽選があるものと思われる。 |
| 抽選結果を知りたい。 | 厚労省からは、発送をもって抽選結果の公表とすると聞いている。 |
| 物品調達計画に、今回の配布分を盛り込みたい。 | 今回は厚労省の備蓄物品の臨時配布である。その主旨を踏まえ、各施設の物品調達計画に、当該配布を盛り込むのは好ましくないと思われる。 |
| 実際の物品のメーカー名やサイズを知りたい。 | 厚労省からは、メーカー名やサイズ等の指定はできないと聞いている。そのため、今回配布される物品のメーカー等のリストも示されていない。申請にあたっては、そのあたりも十分考慮していただきたい。 |
| 配布について、意見を言いたい。 | 厚労省が行っている事業であり、県では対応できないのでご容赦いただきたい。 |
| 令和7年度中の使用期限の詳細について教えてほしい。 | 厚労省からは、「令和7年度中」とだけ聞いている。 |